

別表（第3条、第4条関係）

（平25（要）告示23・全改、平26（要）告示14・平26（要）告示53・平26（要）告示72・平27（要）告示14・平27（要）告示98・平28（要）告示2・令3（要）告示15・令6（要）告示30・一部改正）

種目		基準単価 (円)	対象者	性能等	耐用年数
介 護・訓 練支 援用 具	特殊寝台	154,000	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等（国が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者又は関節リウマチ患者で、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断されるものをいう。以下同じ。）で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	19,600	下肢若しくは体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）を所持する者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	67,000	原則として学齢児以上の者で下肢若しくは体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）を所持するもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの	

		又は難病患者等で自力 で排尿ができないもの		
収尿器	男子 普通型 7, 700 簡易型 5, 700 女子 普通型 8, 500 簡易型 5, 900	下肢又は体幹機能障害 1級で、高度の排尿障 害のある者	障害者又は介助者が 容易に使用できるも の	1年
入浴担架	82, 400	原則として3歳以上の 者で、下肢又は体幹機 能障害2級以上のもの (入浴に当たって、家 族等他人の介助を要す る者に限る。)	障害者を担架に乗せ たままリフト装置に より入浴させるもの	5年
体位変換器	15, 000	下肢若しくは体幹機能 障害2級以上(下着交 換等に当たって、家族 等他人の介助を要する 者に限る。)の者又は 難病患者等で寝たきり の状態にある者	介助者が障害者の体 位を変換させるのに 容易に使用できるも の	
移動用リフト(天井走行 型その他住 宅改修を伴 うものは除 く。)	159, 000	下肢若しくは体幹機能 障害2級以上の者又は 難病患者等で下肢若し しくは体幹機能に障害の あるもの	介護者が重度身体障 害者を移動させるに あたって、容易に使 用できるもの	4年

	訓練用椅子 (児のみ)	33, 100	原則として3歳以上の 者で、下肢又は体幹機 能障害1級以上のもの		5年
	訓練用ベッ ド(児のみ)	159, 200	下肢若しくは体幹機能 障害2級以上の者又は 難病患者等で下肢若し くは体幹機能に障害の あるもの	腕、脚等の訓練ので きる器具を附帯し、 原則として使用者の 頭部及び脚部の傾斜 角度を個別に調整で きる機能を有するも の	8年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助具 (住宅改修 を伴うもの は除く。)	90, 000	原則として3歳以上の 者で下肢若しくは体幹 機能障害で入浴に介助 を要するもの又は難病 患者等で入浴に介助を 要するもの	入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への入 水等を補助でき、障 害者又は介護者が容 易に使用し得るもの	8年
	便器(住宅改 修を伴うも のは除く。)	4, 450	下肢若しくは体幹機能 障害2級以上の者又は 難病患者等で常時介護 を要する者	障害者が容易に使用 し得るもの(手すり をつけることができ る。)	
	移動・移乗支 援用具(住宅 改修を伴う ものは除 く。)	60, 000	平衡機能、下肢又は体 幹機能障害で、家庭内 の移動等に介助を必要 とする者又は難病患者 等で下肢が不自由な者	おおむね次に掲げる 性能を有する手す り、スロープ等であ ること。 (1) 障害者の身体 障害の状態を十分 踏まえたものであ って、必要な強度と 安定性を有するも の (2) 転倒予防、立ち	

			上がり動作の補助、 移乗動作の補助、段 差解消等の用具と する	
カーシート	86, 700	18歳以上の者で上 肢、下肢又は体幹機能 障害2級以上を所持す るもののうち、自力で 座位が保持できない者 (補装具費支給制度の 適用を受けられないも のに限る。)	安全性に配慮された ものであって、障害 者が容易に使用でき るもの	3年
頭部保護帽	12, 160	平衡機能、下肢又は体 幹機能障害で頻繁に転 倒する者又はてんかん の発作等により頻繁に 転倒する療育手帳・精 神障害者保健福祉手帳 を所持する者	転倒の衝撃から頭部 を保護できるもの	3年
特殊便器(住 宅改修を伴 うものは除 く。)	151, 200	上肢機能障害2級以上 の者又は難病患者等 上肢機能に障害のある 者	足踏ペダルにて温水 温風を出すことがで きるもの	8年
火災警報器	15, 500	火災発生の感知・避難 が困難な者で身体障害 者手帳2級以上、療育 手帳の判定が重度以上 若しくは精神障害者保 健福祉手帳1級を所持	室内の火災を煙又は 熱により感知し、音 又は光を発し屋外に も警報ブザーで知ら せることができるも の	8年
自動消火器	28, 700	するもの又は難病患者 等であるもの(障害者	室内温度の異常上昇 又は炎の接触で自動	

		のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	的に消火液を噴射し初期火災を消火することができるもの	
	電磁調理器	4 1, 0 0 0 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7, 0 0 0 視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年
	T字状・棒状のつえ	3, 0 0 0 平衡機能障害、下肢又は体幹機能に障害を有する者で、必要と認められるもの	障害者が容易に使用できるもの	3年
	聴覚障害者用屋内信号装置	8 7, 4 0 0 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5 1, 5 0 0 腎臓機能障害3級以上の者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つことができるもの	5年
	ネブライザー(吸入器)	3 6, 0 0 0 呼吸器機能障害3级以上若しくは同程度の身体障害者で医師の意見書によって必要と認められるもの又は難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者が容易に使用できるもの	5年
	電気式たん吸引器	5 6, 4 0 0 体障害者で医師の意見書によって必要と認められるもの又は難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの		
	酸素ボンベ	1 7, 0 0 0 医療保険における在宅	障害者が容易に使用	10年

	運搬車	0	酸素療法を受けている者	できるもの	
	盲人用体温計（音声式）	9,000	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年
	盲人用体重計	18,000			
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能障害、言語機能障害若しくは肢体不自由の身体障害者手帳を所持する者又は療育手帳の判定が重度以上の者で発音・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声若しくは文章に変換し、又は言語を拡声する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの（他の機能を有する携帯端末を除き、携帯端末等で利用するためのアプリケーションソフトを含む。）	5年
	情報・通信支援用具	100,000	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原生運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の者であつて、必要と認められる者	パーソナルコンピュータ用周辺機器、ソフト等であつて、障害者が容易に使用できるもの	6年
	地上デジタル放送対応	29,000	視覚障害2級以上の者	テレビ音声及びAM・FM放送を受信する機	6年

ラジオ			能を有し、視覚障害者が容易に使用できるもの	
点字ディスプレイ	383, 500	視覚障害2級以上の者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	10, 400	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年
点字タイプライター	63, 100	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用できるもの	
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	85, 000	視覚障害2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であり、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	35, 000			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99, 800	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有す	6年

			るもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	
視覚障害者用読書器	198,000	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8年
盲人用時計 (触読)	10,300	視覚障害2級以上の者(音読時計は、手指の	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年
盲人用時計 (音読)	13,300	触覚に障害がある等のため、触読時計の使用が困難な者を原則とする。)		
視覚障害者用音声ICタグレコーダ	59,800	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年
視覚障害者用ワードプロセッサ	1,030,000	視覚障害者(点字図書館・身体障害者福祉センターでの共同利用)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文書を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成	—

			及び音声化ができるもの	
点字図書		—主に、情報の入手を点字により行っている視覚障害者（年間6タイトル又は24巻を限度とする。）	点字により作成された図書	—
聴覚障害者用通信装置	71,000	聴覚障害者又は発声、発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害者で、本装置によりテレビの受信が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組又はテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年
人工喉頭（笛式）	5,000	喉頭を摘出している者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又	4年
人工喉頭（電動式）	70,100			5年

			は、顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	
埋込型人工鼻（消耗部分）（HMEフィルター（カセット）、フィルター（カセット）を気管孔に取り付けるもの、気管孔への水の浸入を防ぐ器具及び気管孔装着用アクセサリー（接着剤、剥離剤））	月額 23,100	咽頭を摘出している者で、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	障害者が容易に使用できるもの	—
埋込型人工鼻（本体部分）	51,840		手指を使用せず発声できるHMEの本体（弁を含む。）で障害者が容易に使用できるもの	1年
緊急通報装置	83,300	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）で、緊急連絡の手段として必要性があると認められる	障害者が容易に使用できるもの	5年

			もの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	
人工内耳用電池	月額 2,000	聴覚障害者で、人工内耳を装用しているもの	障害者又は介助者が容易に使用できるもの	—
人工内耳用充電電池	21,000	（人工内耳用電池と、人工内耳用充電器及び併用は認めない。）	の	1年
人工内耳用充電器	39,000			3年
人工内耳体外機	購入 300,000 修理 30,000	聴覚障害者で、人工内耳を装用し5年が経過しているもの（損害保険及び医療保険の適用を受けられないものに限る。）	スピーチプロセッサ等の外部装置で障害者が容易に使用できるもの	5年
排泄管理支援用具	ストマ装具（蓄便袋又は蓄尿袋、皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの及び消臭剤）	蓄尿袋 月額 11,300 蓄便袋 月額 8,600	ぼうこう機能障害者、直腸機能障害者若しくは同程度の身体障害者で医師の意見書によって必要と認められるものでストマを造設したものの	障害者又は介助者が容易に使用できるもの
紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	月額 12,000	(1) 二分脊椎の者 (2) 脳性マヒ等で脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者 (3) 極度のびらんでストマ装具の使用が困難な者（いずれも	障害者又は介助者が容易に使用できるもの	—

			3歳以上の者)		
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための改修 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器への取替え	200,000	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上）又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り